

災害時における石油類燃料の供給に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と高知県石油業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他による災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、甲が行う応急対策に必要な石油類燃料の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時における協力事項は、原則として、甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部をいう。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において石油類燃料を必要とするときは、乙及び乙の支部（以下「乙等」という。）に対して、石油類燃料の供給について要請することができるものとする。

（要請の手続）

第4条 前条に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書（様式1）によるものとする。

3 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給及び運搬について積極的に協力を努めるものとする。

（供給の方法）

第6条 甲は、災害時において石油類燃料を必要とするときは、乙の発行する給油依頼書等により供給を受けるものとする。

（運搬）

第7条 石油類燃料の運搬は、甲または乙等の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙等に運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用）

第8条 甲の要請により乙等が供給した石油類燃料の対価及び乙等が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する石油類燃料の価格は、この協定に基づく供給があったときの甲と乙が別途締結している物品売買単価契約書（以下「単価契約」という。）に基づく価格とし、その他の費用が生じた場合は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の請求及び支払）

第9条 乙は、甲との単価契約に基づく請求に併せて、前条第1項の費用に係る代金請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は前項に規定する代金請求書の内容を確認後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定め、文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

（給油所一覧）

第11条 乙は、協定に基づいて石油類燃料を供給することができる県内の給油所の一覧を作成し、甲に文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月21日

甲 高知県

高知県知事



乙 高知県高知市大原町80番地2

高知県石油業協同組合

理事長

